

平成28年8月31日

第 8 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成28年8月31日（水） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第37号 非農地証明申請について
- 議案第38号 呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見の決定について
- 議案第39号 呉市農業委員会会議傍聴規則の一部改正について

### 報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

### 出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教
9番 横段 登	10番 榎 真太郎	11番 舩田 定則	12番 佐伯 孝行
13番 出来 悦次	14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次
17番 平本 真人	18番 高橋 靖之	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則
21番 山城 和彦	22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生
25番 三戸 正宏	26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝
29番 土井 光弘	30番 椋開地 省二	31番 金原 茂之	32番 中野 勇平
33番 坂 孝好	34番 長本 憲	35番 藤原 広	36番 谷 恵介
37番 田中 みわ子	38番 土井 正純		

### 事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長（倉本）：皆さんおはようございます。出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第8回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、8番 横田委員、27番 横村委員を指名します。

委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにしてください。よろしくお願いいたします。

議長：事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前送付しました、資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書、資料2 呉市農業委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する、当日配付として、農業委員会だより、JA広島ゆたか広報第108号、がんばる農ひろしまNo. 80を配付しております。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字脇田〇〇〇〇番外3筆、地目は畑及び田、面積は合計で3,448㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は体調がすぐれず耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲受け再就農するものです。営農計画につきましては、柑橘及び野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、申請地だけで34アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：15番 水場です。譲渡人は体調がすぐれず、農地を譲渡するということです。脇田地区は海に近いところで、丘側にネギを植えていたがそこも譲るということで、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、下蒲刈町三之瀬字森之奥〇〇〇番、地目は畑、面積は241㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自宅に隣接した申請地を譲受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約11アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

渡 辺 委 員：23番 渡辺です。申請地は三之瀬地区の町の中心で、譲受人の自宅から20mしか離れていないところにあり、そこで野菜を作られるということです。きれいにされると思います。悪い点はないと思いますので、慎重な審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町宮盛字松尾〇〇〇〇番〇外6筆、地目は畑、面積は合計で2,805㎡の農振農用地区域内の農地です。申請の事由につきましては、貸渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、借受人の要望により賃借権を設定するもので、借受人は申請地を借受け果樹農業の担い手を育成する園地として利用するものです。営農計画につきましては、柑橘栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約283アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

三 戸 委 員：25番 三戸です。申請地は宮盛地区の蒲刈中学校があったところから大浦地区へ約1km行ったところ。借受人は〇〇〇〇において担い手を育成する手段として農地を借

り受けるということです。慎重審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：次の4番と5番につきましては、29番 土井委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、土井委員の退席をお願いします。

議 長：4番と5番については、譲受人が同一でございますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、豊町久比字新開〇〇〇〇番外2筆、地目は畑及び田、現況は畑、面積は合計で473㎡の第2種農地です。

5番の申請地は、豊町久比字先端〇〇〇〇番外5筆、地目は畑、面積は合計で2,761㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由につきましては、どちらの案件も譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、どちらの案件も柑橘栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約79アールありますので、豊町久比地区の下限面積30アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：30番 棕開地です。4番については、譲渡人が高齢でこのたび久比を離れるということで、世話をしていた譲受人に耕作をしてくれということになったものです。5番は、昨年農業委員会で遊休農地の調査を行った際、優良園地であるにもかかわらず耕作されておらず心配していたところ、譲受人に作ってくれということになったものです。譲受人はレモンを栽培する予定です。両方とも問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は許可と決定いたします。

議 長：つぎに議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広町字津江迫〇〇〇〇番、地目は畑、面積は60㎡の第2種農地です。同地は、海軍省が取得し現在財務省が所有権を承継しており、中国財務局呉出張所が管理を行っています。転用目的は、宅地建物取引業者が隣接地の造成を行うため、工事期間の本年11月14日まで財務局より借地し、工事用車両の進入路、車両置場、転回場として使用しようとするものです。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：36番 谷です。申請地は呉市立白岳中学校から約400m北に位置し、白石循環線より山側の住宅地域と農地・山林地域の境にある国有農地です。この地域は傾斜地になっており、適当な進入路がありません。申請地を進入路等として使用して宅地造成工事を行い、借地契約終了後は整地して返還するとのことですので、申請どおり認めて差し支えないと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字柳〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は350㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場用地として利用するため賃借権を設定するものです。規模等につきましては、大型トラック用駐車場5区画分及び普通車用駐車場5区画分の計10区画分の駐車場を整備する計画です。また、写真に写っておりますトラック用コンテナは農業用の倉庫として一時的に仮置きしているもので、すぐに撤去するそうです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番 出来です。申請地は、宇和木集落の県道沿いに位置している。貸渡人は奈良に

移住しており耕作者を捜していたが見つからなかった。自分も尽力したが借りて作るという人はいなかった。現在は休耕中で、写真のコンテナは貸渡人が耕作していたときに農業用器材・資材を格納するために置いたもので、契約が成立次第撤去するということです。借受人は地元で運送業をしている。現地調査し、近隣農地にも影響はなく仕方ないという判断をした。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は252㎡の第2種農地です。転用目的は、住宅及び駐車場用地として利用するため使用貸借による権利を設定するものです。規模等につきましては、2階建住宅1棟及び駐車場2台分を整備する計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 野 委 員：32番 中野です。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。よろしくご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は280㎡の第2種農地です。転用目的は、建売住宅及び駐車場用地として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、2階建建売住宅2棟及び駐車場4台分を整備する計画です。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山城委員：21番 山城です。申請地は、安浦駅北の住宅供給を目的とした農地なので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに議案第37号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字脇田田ノ尻〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で2,962㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成8年頃から申請者の母が耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：15番 水場です。写真を見てのとおり手の施しようがない。山地で平坦でなく、農業するために他の人も入らない。仕方がないと思います。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つづきまして2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、豊町久比字新開〇〇〇〇番、地目は畑、現況は宅地、面積は528㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和7年頃申請人の祖父が住宅1棟・納屋1棟を建築したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

椋開地委員：30番 椋開地です。所有者が島外へ移住し家も処分するということで、地目を現状に合わせるため申請するものです。すでに倉庫が建っており仕方がないと思います。よろし



くお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つぎに議案第38号「呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見の決定について」を議題といたします。農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：まず「農業振興地域整備計画」の制度について説明します。「農業振興地域整備計画」は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地の確保と計画的な農業振興を図ることを目的としています。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回計画の変更を行うこととしています。この計画の変更については、同法の施行規則により農業委員会の意見を聴くこととなっています。

つぎに今回の変更について説明しますので、資料1「呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。今回の変更は、呉農業振興地域整備計画について、農用地区域内の農地を他の用途に供するため、農用地利用計画の変更の必要性が生じたため行うものです。

農用地利用計画の変更内容について説明します。農用地区域内の農地を農用地区域から除外するため農用地利用計画を変更するというので、今回の8件について土地の所有者から農用地区域の除外申請がされています。農用地利用計画で農用地区域に設定された農地は、農地転用ができません。しかし、必要かつ適当であり法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められています。

具体的に、位置・面積・変更後の土地利用形態について説明します。

1 対図番号1 安浦町大字赤向坂字迫田〇〇番〇外2筆 合計面積1,035㎡、公共の水道施設用地として使用するものです。

2 対図番号2 安浦町大字赤向坂字大之本〇〇〇番 面積890㎡、太陽光発電設備の設置場所として使用するものです。

3 対図番号3 蒲刈町大浦字黒禿〇〇〇〇番〇 面積458㎡、山林化しているとの申出です。

4 対図番号4 蒲刈町大浦字吹揚〇〇〇〇番 面積497㎡、山林化しているとの申出です。

5 対図番号5 郷原町字笠松〇〇〇〇番外1筆 合計面積614㎡, 太陽光発電設備の設置場所として使用するものです。

6 対図番号6 安浦町大字内平字掛野原〇〇〇番〇外2筆 合計面積3,304㎡, 太陽光発電設備の設置場所として使用するものです。

7 対図番号7 安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番〇 面積84㎡, 駐車場として使用するものです。

8 対図番号8 安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇〇番〇 面積314㎡, 原野化しているとの申出です。

以上8件について現地調査した結果, 法律上の除外要件について妥当と認められましたので, この8件を農用地区域から除外し農用地利用計画を変更するものです。

この他の計画につきましては, 今回変更はありません。ご審議のほどよろしく願います。

議 長: ただ今農林水産課から説明がありました「呉農業振興地域整備計画変更」について, ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場: なし。

議 長: ないようですので, 本件は農林水産課の説明のとおり承認してご異議ございませんか。

議 場: 異議なし。

議 長: それでは, 本件は承認と決定いたします。

議 長: つぎに議案第39号「呉市農業委員会会議傍聴規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局: 資料2をご覧ください。「呉市農業委員会会議傍聴規則の一部改正について」ですが, 2ページ新旧対照表のとおり「農業委員会等に関する法律」の改正により引用条項が第26条から第32条に変更になったため規則を改正するもので内容に変更はありません。

議 長: ただ今事務局から説明がありました「呉市農業委員会会議傍聴規則の一部改正」について, ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場: なし。

議 長: ないようですので, 本件は事務局の説明のとおり改正することとして異議ございませんか。

議 場: 異議なし。

議 長: それでは, 本件は改正と決定いたします。

議 長：つぎに報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページ 農地法第4条の規定による届出が1件、9ページ・10ページ 農地法第5条の規定による届出が5件、計6件ございましたのでご報告いたします。

議 長：ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回は、平成28年9月30日 金曜日 午前10時から  
場所は、呉市役所 7階 755～758号室です。

議 長：以上で平成28年第8回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時30分)